

ID: 3010

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)
<b>例規名 根拠条項</b>	栃木県屋外広告物条例 第8条第6項
<b>例規番号</b>	昭和39年栃木県条例第64号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条及び第15条の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定により選挙運動のため使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか特に知事が別に定めるもの</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業内容(以下「自己の営業内容等」という。)を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場(以下「自己の営業所等」という。)に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 工事現場の仮囲い又はこれに類する物件に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(4) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件</p> <p>(6) 人、動物、車両又は船舶に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置(当該登録に係るものをいう。)が他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)並びに景観法第7条第1項の景観行政団体である市町村及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第7条第1項の認定市町村である市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。以下「景観行政団体である市町村等」という。)の区域を除く。)又は指定都市、中核市若しくは景観行政団体である市町村等の区域内に存するものに表示される広告物であって、当該広告物について適用される他の都道府県、指定都市、中核市又は景観行政団体である市町村等の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 第4条第1項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の営業内容等を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの</p>	

- (2) 前号に掲げるもののほか第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
- (3) 前2号に掲げる広告物の掲出物件
- 4 自己の営業内容等を表示するため自己の営業所等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
- 5 自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
- 6 道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
- 7 公益上必要な施設又は物件に、規則で定める基準に適合して寄贈者名簿を表示する場合には、第3条から前条までの規定は適用しない。  
(許可の基準)

第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。

- 2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年6月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日